

● 税務署からのお知らせ ●

【 相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく 年金の税務上の取り扱いの変更について 】

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成 17 年分から平成 21 年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手順をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求又は確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、**国税庁ホームページ**【www.nta.go.jp】をご覧ください。か、**鹿屋税務署**にお問い合わせください。

※平成 17 年分について、早い方は平成 22 年 12 月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

【お問い合わせ先】 鹿屋税務署 TEL 0994-42-3127

11月1日から

役場庁舎内等 全面禁煙！

錦江町役場本庁、同支所及び出先機関では、平成 22 年 11 月 1 日から、庁舎及び施設内は全面禁煙になりました。

これは、「健康増進法」により、**役場等の公共施設**においても、**タバコを吸わない人への健康被害を防止すること**が求められていることによる措置として実施するものです。

役場等に来られるお客様に、より快適な環境を提供できるよう、**御理解と御協力**をお願いいたします。

なお、喫煙場所については、各施設の出入り口に設置してあります。